

<計画の体系と重点事業>

【主要課題】

I 生涯を通じた健康づくりの推進

【施策課題】            は、重点事業

I 健康づくりを支援する

【施策項目】

1 乳幼児と親の健康づくり

【事業名等】

- (1) 健康教育事業
- (2) 健康・子育て相談の充実
- (3) 健康診査事業
- (4) 療育事業
- (5) 子育て家庭の交流の促進と育児不安の解消
- (6) 児童虐待の予防

2 児童・生徒の健康づくり

- (1) 学童期・思春期の健康教育・相談事業
- (2) 児童生徒の健康診査事業
- (3) 児童虐待の予防(再掲)

3 成人の健康づくり

- (1) 栄養・食生活の健康づくり事業
- (2) 身体活動・運動の健康づくり事業
- (3) こころの健康づくり事業
- (4) たばこ対策からの健康づくり事業
- (5) アルコール対策からの健康づくり事業
- (6) 歯科対策事業
- (7) 生活習慣病の予防に関する健康教育
- (8) 生活習慣病健康診査事業
- (9) がん検診事業
- (10) 健診のフォロー(事後指導)事業
- (11) 要指導者の自主グループの育成・支援事業

- 4 高齢者の健康づくり
  - (1) 健康相談・健康教育事業
  - (2) 高齢者の食に関わる事業
  - (3) 高齢者健康診査事業
  - (4) がん検診事業
  - (5) 生きがいづくり・社会参加促進事業
  - (6) 高齢者センター・敬老館事業
  - (7) 高齢者に配慮した情報提供
  - (8) 健康づくりの運動の場と機会の提供

【施策課題】

II 健康づくりの条件整備を行う

【施策項目】

1 健康づくり活動の育成・支援

【事業名等】

- (1) 啓発・情報提供等による健康づくり活動の支援
- (2) 健康づくりのためのリーダー(指導者)の育成
- (3) 区民の主体的な健康づくり活動への支援
- (4) 食環境の整備
- (5) 関係機関、団体等の連携、ネットワークづくり

2 健康づくりの環境整備

- (1) 受動喫煙防止推進事業
- (2) 区民体育館プールの整備
- (3) 図書館の建設計画調整事務
- (4) 少年自然の家を利用した保養促進事業
- (5) 日常生活圏における公園緑地等の整備
- (6) ねりまの散歩道の整備
- (7) ジョギングコースの設定

## 健康づくりを支援する

### 1 乳幼児と親の健康づくり

平成17年1月1日現在、練馬区の乳幼児の人口（0～4歳）は29,621人で、平成12年1月1日現在の29,126人と比較すると若干増加しているものの、総人口に占める割合は平成12年の4.5%から平成17年の4.4%へと低下しており、今後も老年人口の大幅な増加により少子高齢化が進展するものと考えられます。また、核家族化やひとり親家庭の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる社会、子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会を築いていくことは、社会の発展に欠かすことの出来ない重要な課題です。

乳幼児と親の健康は、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。妊娠から出産・子育てを通して親と子の支援に努め、地域の中で学び合い育ち合うことができる健康づくりを推進します。

#### 〔現状と課題〕

核家族化が進み、地域のコミュニティが希薄になり、子どもを生み育てることの不安や悩みを持つ親が増えています。これまでの母子保健の考え方では、乳幼児の健全な育成や障害、疾病の早期発見に主眼が置かれていましたが、価値観が多様化し、母子保健に対するニーズも多岐にわたり、子どもを育てる親の支援を充実させていくことが重要となっています。そのためには、児童福祉、子育て支援関係部署との連携を図りながら家庭訪問や相談の充実を図り、子育て家庭同士の交流をすすめていくなど育児負担の軽減に努めるとともに、虐待の予防、早期発見に取り組む必要があります。

また、望ましい食習慣を身につけるなど基礎的なところからだづくりを行う必要のある乳幼児期の健康づくりを支えていくためには、保護者に対して、乳幼児健診の機会や健康教育などを通して育児に関する知識の普及啓発や適切な情報提供に努めていくことが必要です。

#### 〔施策の方向〕

##### (1) 健康教育事業

父親・母親ともに子育ての喜びを共有できるように、出産・育児に関する啓発事業、育児教室等の内容を充実させ、父子手帳の配布を検討します。また、生活習慣病予防を含めた基本的な食習慣が確立できるよう講習会や保育園給食などを通じて食育を推進します。さらに、乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健診の機会を利用して注意を促し、情報提供の充実を図っていきます。

## (2) 健康・子育て相談の充実

子育てに関する総合相談窓口として、子ども家庭支援センターを総合福祉事務所の管轄地域ごとに整備します。また、保健相談所、児童館、保育園、幼稚園などでは、電話や面談で子育てに関する不安や悩みの相談に専門職がきめ細かく対応します。新生児と産婦を対象とした家庭訪問では、実施率の向上を図るとともに、産後うつ病質問票を導入して出産後早期から母親の精神的支援の充実を図ります。さらに、育児の不安や悩み等を気軽に語り合える場として育児交流会（グループミーティング）を充実します。

## (3) 健康診査事業

子どもの健やかな成長を図るために、疾病・障害の早期発見、早期治療体制を充実します。また、受診率の高い乳幼児健診は、多くの子育て家庭と接することができる機会であり、問診方法の工夫や専門職員の資質の向上により、子育て支援機能を発揮して、虐待の予防や早期発見につなげていきます。

## (4) 療育事業

早期療育のために、障害のある乳幼児を抱える親へ、早い段階からの支援を進めていきます。

## (5) 子育て家庭の交流の促進と育児不安の解消

核家族化や都市化などにより、孤立しがちな子育て家庭のために、育児グループの育成や支援、子育てのひろばの拡充、NPO など民間子育て支援団体への支援などを通じて、子育て家庭の交流を促進し、孤立感や子育ての不安の解消に努めます。

## (6) 児童虐待の予防

平成15年度に作成された「児童虐待防止マニュアル」に基づき、乳幼児・児童に関わる各機関で虐待防止に向けた主体的な取り組みに努めます。児童虐待に関する通報・相談窓口として子ども家庭支援センターを増設します。また、区民がいつでも身近なところで気軽に相談できる区の窓口である、保健相談所・総合福祉事務所・児童館・保育園・幼稚園・総合教育センターなどでは、子ども家庭支援センターを中心に連携して児童虐待の予防、早期発見に努めます。

## 2 児童・生徒の健康づくり

学齢期は、様々な学習や体験を通して心も身体も大きく成長・発達する時期であり、好ましい生活行動を選択できる能力を身に付けるなど、健康的な生活習慣を確立することが重要です。児童・生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化に伴い児童・生徒の健康課題が複雑・多様化する中で、学校・家庭・地域がより一層連携・協力して心と身体 of 総合的な健康づくりを推進していきます。

### [現状と課題]

心身ともに健全で楽しい学校生活が送れるよう健康への関心を深めるとともに、望ましい生活習慣の確立と生活環境を整備することが重要な課題となっています。また、肥満傾向の児童・生徒への対応を含む学齢期からの生活習慣病予防対策や、学校不適應などのこのころの問題への対応も重要課題となっています。

### [施策の方向]

#### (1) 学童期・思春期の健康教育・相談事業

この時期は、心身ともに成長の著しい時期です。また、長い人生の基礎・土台をつくる時期でもあるので、健康に関する正しい知識を身に付けることが非常に大切です。このため、学校での健康教育を中心に、家庭、地域と連携しながら「食」に関することも含めて、その内容の充実と範囲の拡大をはかります。また、思春期は、こどもからおとなへの移行期にあたり、心の成長と身体の成長とがアンバランスになることがあります。そのようなときには、楽な気持ちで相談できる場所があれば児童・生徒の大きなこころの支えとなります。相談事業の充実を図るとともに、学校・医療・福祉・保健等関係機関のネットワークを強化してこころの健康支援を進めます。

#### (2) 児童・生徒の健康診査事業

児童・生徒の健康管理は、学校教育が円滑に行われるための基礎です。その中心となるのが定期健康診断ですが、その結果に基づいて治療を勧めることにとどまらず、生活習慣を含めた継続的観察や保健指導体制の整備を進めます。

#### (3) 児童虐待の予防（再掲）

平成15年度に作成された「児童虐待防止マニュアル」に基づき、乳幼児・児童に関わる各機関で虐待防止に向けた主体的な取り組みに努めます。児童虐待に関する通報・相談窓口として子ども家庭支援センターを増設します。また、区民がいつでも身近なところで気軽に相談できる区の窓口である、保健相談所・総合福祉事務所・児童館・保育園・幼稚園・総合教育センターなどでは、子ども家庭支援センターを中心に連携して児童虐待の予防、早期発見に努めます。

### 3 成人の健康づくり

これまでの成人期の健康づくりは、生活習慣病を予防して「健康な65歳」を目標にしてきましたが、超高齢化社会においては、できる限りの健康寿命の延伸を目指すことが必要であり、「活動的な85歳」を新たな目標として取り組むことが求められています。国の健康フロンティア戦略では、国民の健康寿命を伸ばすことを基本目標に置き、「働き盛り層」「女性層」「高齢者層」など国民各層を対象として「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の政策を展開することとしています。このうち、生活習慣病対策については、これまでの活動に加え40歳未満からの取り組みが必要であり、疾病や危険因子と関連する生活習慣をより望ましい方向に定着させるための取り組みを行っていきます。

21世紀をいつまでも健康でいきいきと輝き、こころ豊かに送るためには、何よりも区民一人ひとりが日頃から健康的な生活習慣を身につけ、健康増進を図ることが必要です。区では健康日本21の指針に基づき具体的な健康目標値「健康ねりま21」を設定しています。今年度は計画期間の折り返しの年であり、平成22年（2010年）までに目標を達成していく具体的な取り組みが求められています。また、「健康ねりま21」が掲げる栄養・運動・疾病予防などの分野別目標とは別に、ライフステージごとに健康の目標が明確にされています。成人期においては、20～39歳までは健康な生活習慣の確立を目指し、40～64歳までは健康な生活習慣の維持を図ることを目標に取り組みを強化していきます。

また、成人期は社会の中心的な役割を果たす世代でもあり、多様なストレスへの対処方法や、休養のとり方等を工夫し、こころの健康を保つことが必要になります。

さらに、「自分の健康は自分で守り、つくる」という視点から、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように必要な情報を提供していくことや、健康づくりを維持できるような場と機会の提供も大切です。このため、区は、民間事業者、NPO、さらには地域の自主活動グループやボランティアなどと協力・連携して、区民が健康で生きがいのある生活を送ることを目指し、健康づくり事業を推進していきます。

#### [現状と課題]

現在、区民の死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患が死亡原因の6割を占めています。国の調査でも糖尿病、高血圧、高脂血症など生活習慣病の有病者や予備軍の増加が見られ、中でも糖尿病は、ここ数年で有病者、予備軍を含めると著しく増加し、その対策が急務となっています。さらに肥満、高血糖、高脂血症、高血圧の危険因子が重なり複合することで、糖尿病、心筋梗塞、脳卒中の発症リスクが高まるメタボリックシンドロームの重要性がうたわれ、若年からの生活改善の取り組みが必要となっています。しかし、健診で発見されても基本となる生活改善がなされないと重症化、合併症へ進行し、やがて生活機能低下、要介護へと段階的に進行してゆくことがわかっています。まず、生活習慣病の一次予

防として20～30歳代のライフステージの早い時期からの生活習慣病予防の啓発に取り組む必要があります。次に、二次予防として健診後のハイリスク者に的を絞った確実な事後指導が受けられるシステムの構築と保健・栄養指導プログラムの作成が必要です。さらに、三次予防としては要医療者に確実な医療受診と生活習慣改善の支援を行い重症化を予防することが大切になっています。

こころの健康問題では、中高年のうつ病や自殺率の低下をめざす地域と職域保健の連携や、更年期対策など女性の健康問題への具体的な対策も求められています。

#### 〔施策の方向〕

##### (1) 栄養・食生活の健康づくり

毎日の食事は、多くの生活習慣病と関係が深く、栄養状態、食生活の改善を図るには、正しい栄養の知識と日々の食生活の見直し、食行動を変え、その行動を習慣化することが必要です。栄養・食生活に関する知識の普及や啓発事業に取り組みます。また、講習会や相談事業の実施により、食生活の自己管理ができるように支援します。

##### (2) 身体活動・運動の健康づくり事業

健康づくりのための身体活動・運動は、「健康の保持・増進」「疾病の予防・改善」「高齢者の身体的自立能力の維持・向上」「ストレスの軽減」等に効果的です。区民が安全で効果的な運動を自主的に楽しく実施できるように事業を推進します。

##### (3) こころの健康づくり事業

ストレスが多く、こころの不調をきたしやすい現代社会においては、誰もがこころの病気になる可能性があります。こころの健康を保つために必要な休養や睡眠の重要性や、こころの病について広く区民に啓発していきます。また、周囲の環境が整わないために精神障害者が必要のない入院を続けている状況（社会的入院）を解消するため、退院を促進する仕組みづくりを地域の関係機関と協働で進めていくとともに、精神障害者の自立と社会参加を支援します。

##### (4) たばこ対策からの健康づくり事業

たばこと健康被害に関する十分な知識の普及に努め、受動喫煙の害を排除した環境づくり（分煙）や、禁煙希望者に対する禁煙支援を行います。

##### (5) アルコール対策からの健康づくり事業

アルコールは健康に対し様々な影響を与えます。アルコールと健康についての知識を普及し、節度ある適度な飲酒を勧めるとともに、未成年者や妊婦への健康教育を行います。また、アルコール依存症の方やその家族を対象とした相談事業を充実します。

(6) 歯科対策事業

歯の喪失の原因である歯科の二大疾患（むし歯と歯周病）を予防するために、特に成人期では、歯周病の原因と予防について、また、全身疾患とのかかわりについて正しい知識の普及に努めます。かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診・歯石除去・歯面清掃を推進します。歯肉の自己チェックや自己管理による口腔衛生の向上を図るために歯磨きだけでなく、歯間清掃補助用具（歯間ブラシ・デンタルフロス）の使用などについて啓発活動を充実します。

(7) 生活習慣病の予防に関する健康教育

生活習慣病の発症、重度化を予防するためには、区民への啓発（ポピレーションアプローチ）が必要となります。若い世代から様々な機会を捉えて生活習慣病予防の啓発に取り組みます。また各疾病の正しい理解と食生活や運動の大切さについて実践的に学ぶことにより、生活の自己管理ができるように支援します。

(8) 生活習慣病健康診査事業

糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病の早期発見・早期治療のため、検査項目の見直しや、健康度チェック等を取り入れ、効率的・効果的な基本健診を行います。

(9) がん検診事業

がんの早期発見・早期治療のために、区民にがん検診の必要性について啓発を行う一方、検診内容を検討して充実を図り、受診者の増加に努めます。

(10) 健診のフォロー（事後指導）事業

ハイリスク者に対しさらに充実した適切な保健・栄養指導を実施し、食事や運動など生活習慣の改善を図ることにより、重症化を予防します。また要医療者に対し確実な医療受診のための支援や医療中断者の早期発見を行います。

(11) 要指導者の自主グループの育成・支援事業

健診終了者に対し、要指導者の情報交換の場づくりを行い、疾病の自己管理ができるように支援します。



## 4 高齢者の健康づくり

成人期の健康づくりと同様に国の健康フロンティア戦略を受けて、超高齢化社会への道を歩みつつある我が国において、単なる長寿ではなく、国民一人ひとりが生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」を構築することが求められています。

老人保健事業の見直しにより「健康的な65歳」から「活動的な85歳」へと新たな目標が掲げられました。「活動的な85歳」とは病気を持ちながらもなお活動的で生き甲斐に満ちた自己実現ができるような新しい高齢者像です。こうした新しい考え方にに基づき、区では様々な健康づくり事業を展開していきます。

平成17年度の介護保険制度の改正では、介護度の重度化の抑制対策と予防重視型システムへの転換がはかられ、虚弱高齢者には、新たに地域支援事業が創設されることになりました。また、元気高齢者には、地域住民に幅広く対応する「ポピュレーションアプローチ」としての取り組みが求められています。区は住民主体の活動の推進を基本とし、関係各部署や NPO、民間事業者によって行われている健康づくりグループ等の情報を収集・提供しながら、それらと連携し、高齢者にとって身近な地域での健康づくりに取り組むことを目指します。

また、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、閉じこもりや認知症の増加などが問題となっています。今後、高齢期のこころの健康づくり対策や、社会参加、いきがづくり事業にも積極的に取り組んでいきます。

### 〔現状と課題〕

練馬区の65歳以上の高齢者は平成17年1月1日現在、116,751人であり、この内、介護保険の要支援・要介護認定者数は17,496人（15.0%）となっています。

介護を必要とする状態にいたる原因は、男性では脳血管疾患が4割を占めていますが、女性では高齢による衰弱や転倒・骨折などの「老化現象」が大きな割合を占めており性別によって原因に違いがあります。脳血管疾患の3大原因は「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」の生活習慣病です。高齢期においても、生活習慣病予防を継続することは大切なことです。また、高齢者の骨折は骨粗しょう症が原因となっている場合が多く、女性の大きな健康課題です。骨粗しょう症を予防することや、転倒しないための筋力を向上させていく運動を生活に取り入れることが大切です。

高齢期の健康づくりではこれらの生活習慣病、転倒・骨折・低栄養・認知症など、介護を必要とする状態にいたる原因の芽を摘み、予防する事業を広く展開していくことが課題です。そのため、それらの事業は広く区民の理解を得て、事業者・NPO・ボランティアなども含め地域全体で取り組んでいく必要があります。

さらに、いきいきと高齢期を過ごすためには、個人の健康づくりだけではなく、地域の中に高齢者が積極的に活動できる場や機会をつくるなど、社会全体での環境づくりが重要

になります。

[施策の方向]

(1) 健康相談・健康教育事業

高齢者の“元気で長生き”を応援し健康寿命を延ばすために、保健相談所内および地域に出張して行う健康相談、健康教育事業を積極的に推進します。これらの事業は、事業者、NPO、ボランティアなどと協力・連携して取り組んでいきます。

また、精神科医師による認知症、高齢者のうつ病等の相談を実施し、高齢者のこころの健康づくりの充実を図ります。

(2) 高齢者の食に関わる事業

高齢者の栄養状態は、身体的な機能や疾患、嗜好や食習慣など個人差が大きく、自立した日常生活を営むためには、栄養状態を良好に保つことが大切です。適切な情報提供、栄養教育・栄養相談の実施や一人ひとりの状況にあった食の自立支援のために事業の充実を図ります。また「食」を通じた高齢者の保健福祉の向上を図るため、保健・福祉・医療施設等の管理栄養士を中心とした栄養関係者の連携システムづくりを行います。

(3) 高齢者健康診査事業

高齢化が進む中、日頃の健康づくりに加えて、病気の早期発見・早期治療のために、高齢者健康診査がますます重要になってきているため、検査項目等の見直しを行いながら内容の充実を図るとともに、健康診査後の事後指導の検討を行います。

また、生活機能評価に関する検査項目を追加して、介護予防事業との連携を図ります。

(4) がん検診事業

がんの早期発見・早期治療のために、区民にがん検診の必要性について啓発を行う一方、検診内容を検討して充実を図り、受診者の増加に努めます。

(5) 生きがいづくり・社会参加促進事業

高齢者が生き生きとした生活を送れるよう、高齢者がもっている能力を地域で活かすきっかけづくり、仕組みづくりなどの支援を通して高齢者の社会参加を促進します。

(6) 高齢者センター・敬老館事業

元気な高齢者の中心的な施設である高齢者センター、敬老館の有効活用を図るとともに、新しい高齢者センターを整備します。

(7) 高齢者に配慮した情報提供

保健福祉サービスなどの必要な情報を分かりやすく高齢者に提供します。

(8) 健康づくりの運動の場と機会の提供

手軽に取り組めるウォーキングや健康体操などスポーツ教室を活用し、仲間と楽しく交流しながら運動ができる機会を増やし、高齢者の健康増進が図られるよう支援していきます。

## 健康づくりの条件整備を行う

### 1 健康づくり活動の育成・支援

区民の自主的な健康づくり活動を活性化するために、健康づくりに関わる様々な情報提供を通じての啓発、健康づくりの指導者（リーダー）の育成、健康づくりグループやボランティアの活動支援、食に関わる環境整備、関係機関・団体の連携強化などの条件整備を進めます。

#### 〔現状と課題〕

区民が主体的な健康づくりを進めていく上で、健康に関する情報は必要不可欠なものです。近年、特に食品や栄養補助食品（サプリメント）などに対する関心が高まっている一方で、様々な情報が氾濫し、正しい選択をすることが困難な状況になっています。このため、区民がこれらの情報を整理して真に必要な情報を選択できる知識を提供するとともに、それを可能にする条件を整備することが求められています。

次に、これからは、区民一人ひとりがそれぞれ自分に適した健康づくりを見つけ、取り組んでいくことが大切ですが、その取り組みを正しい方向に導くリーダー（指導者）等の人材育成・確保も重要な課題です。また、健康づくりを楽しく続けていくためには、一人の活動には限界があるため、地域で健康づくりの仲間（自主グループ）をつくり、グループでの活動を通じて地域の健康づくり活動の輪を広げ、活性化を図ることも大切です。

さらに、こうした活動を区と区民の協働による全区的な健康づくり運動へとつなげていくために、健康づくり活動に関わる広範な区民、関係機関・組織、グループ等が、それぞれの主体性を尊重しながら相互の理解や協力を図っていくことも求められています。

#### 〔施策の方向〕

##### (1) 啓発・情報提供等による健康づくり活動の支援

区は、区民に対して健康づくりに関わる十分な情報を的確に提供できる体制を整えるとともに、区民が発信する情報も区が的確にキャッチできる体制も整え、双方向の情報のやりとりがスムーズに行われるシステムの構築を目指して検討します。

##### (2) 健康づくりのためのリーダー（指導者）育成事業

健康づくりに関わる様々な分野にわたる指導者の育成・確保に努めます。

##### (3) 区民の主体的な健康づくり活動への支援

区民が自らすすんで日常生活の中で健康づくりを実践していくため、自主グループの立ち上げや自主的な活動を支援し、地域の健康づくり活動の活性化を図ります。

#### (4) 食環境の整備

ライフスタイルの多様化に伴い、外食、加工食品を利用する人が増えているため、個人が自ら栄養管理が行えるように、食品や情報の収集ができるような体制づくりが必要です。より健康的な食物選択を可能にするための人材育成や関係者の連携を促進し、より健康的な食品をわかりやすく、正しく情報提供されるような仕組みを構築していきます。

また、給食施設が利用者の特性に応じた食事を提供できるような給食システムを構築するための支援をします。

#### (5) 関係機関、団体等の連携ネットワークづくり

区民が主体的に健康づくりを実践しそれを継続していくためには、社会的な支援と支援のための体制づくりが必要です。そのため、区と区民、民間事業者、NPO等が連携・協力して健康づくりを推進するための連絡体制、組織を整備します。

## 2 健康づくりの環境整備

健康づくりを進めていくためには、われわれを取り巻く社会的な環境も整備する必要があります。そこで、健康づくりに関わりの深い施設整備や施策を推進します。

### 〔現状と課題〕

健康づくりは「自分の健康は自分で守り、つくる。」ことが基本です。しかし、少子高齢化や都市化が進展するなかで健康づくりを進めるためには、個人を取り巻くあらゆる環境も健康的なものに改善し、地域社会全体で健康づくりを支援し、育み、支え合う環境の整備が大切です。これからは、社会環境、都市環境なども含めて健康に資するものへと改善していくいわば「健康なまちづくり」の視点が求められています。

平成15年5月に健康増進法が施行されました。同法の第25条には「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定され、法律上初めて受動喫煙を防止して、個人の健康を守らなければならないことを明文化しています。しかしながら、現状は、練馬区内の受動喫煙防止策は十分に進んでいるとは言えないため、積極的な防止策の推進が求められています。

### 〔施策の方向〕

#### (1) 受動喫煙防止策の推進

公共の場における受動喫煙防止策を推進するための方策を検討・実施するとともに、たばこの害に関する啓発事業も積極的に実施して働きかけ、区民、事業者等と協働してその環境整備に取り組みます。

#### (2) 区民体育館プールの整備

区民が身近なところでスポーツに親しめる環境を整備するため、区民体育館・プールの整備を計画にもとづき進めます。

#### (3) 図書館の建設計画調整事務

区民が健康に関する知識を習得し、学習する場として図書館の整備を検討します。

#### (4) 少年自然の家を利用した保養促進事業

区民が充実した余暇を過ごし、心身をリフレッシュする場として、広く区民に利用される施設運営に努めます。

#### (5) 日常生活圏における公園緑地等の整備

区民が身近な場所で気軽に運動やレクリエーションを楽しみ、健康づくりに取り組める環境を整備するため、公園の整備を進めます。

(6) ねりまの散歩道の整備

景観という視点から自分たちのまちを見つめ直すとともに、散歩をとおして健康の増進を図ります。

(7) ジョギングコースの設定

健康づくりに資する安全なコースを設定し、散歩やウォーキングなどでも気軽に運動ができる場となるように充実を図ります。